

## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

| 施策名        |   | I. 原子力規制行政に対する信頼の確保   |          | 施策に関係する内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |        | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の基本方針2019   |       | 政策評価<br>実施予定時期   |                         | 2020年8月 |  |  |
|------------|---|---|----------|------------------------------------|--------|---|-------|--|-------------------------|---------|--|--|
| 施策の概要      |   | 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の不断の見直し・改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。  |          | 目標設定の考え方・根拠                        |        | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針2019                                  |       |  |                         |         |  |  |
| 達成すべき目標    |   | 1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保<br>2. 組織体制及び運営の継続的改善<br>3. 国際社会との連携   |          | 担当部局・作成責任者名                        |        | 長官官房<br>児嶋 洋平 総務課長、村山 綾介 監査・業務改善統括調整官、関 雅之 広報室長、一井 直人 国際室長、今井 俊博 情報システム室長<br>原子力規制部<br>森下 泰 原子力規制企画課長 |       |  |                         |         |  |  |
| 政策体系上の位置付け |   | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること  |          |                                    |        |   |       |  |                         |         |  |  |
| 定量指標       |   | 基準値<br>(基準年度)   | 年度ごとの目標値 |                                    |        |   |       | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |                         |         |  |  |
|            |   |   | 年度ごとの実績値 |                                    |        |   |       |  |                         |         |  |  |
|            |   |   | 平成27年度   | 平成28年度                             | 平成29年度 | 平成30年度  | 令和元年度 |  |                         |         |  |  |
| 1-1        | 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組<br>(会議等の公開の割合)<br>【PDCA管理番号: I.1.1】             | -<br>(-)  | 100%     | 100%                               | 100%   | 100%  | 100%  | 意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。   |                         |         |  |  |
|            |   |   | 100%     | 100%                               | 100%   | 100%  |       |  |                         |         |  |  |
| 1-2        | 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組<br>(ホームページのウェブアクセシビリティの確保)<br>【PDCA管理番号: I.1.1】 | -<br>(-)  | A※       | A※                                 | A※     | A※  | A※    | 行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。 |                         |         |  |  |
|            |   |   | A※       | A※                                 | A※     | A※  |       |  |                         |         |  |  |
| 定性指標       |   | 目標  |          |                                    |        |   |       |  | 測定指標の選定理由<br>及び目標の設定の根拠 |         |  |  |
| 1          | 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組<br>【PDCA管理番号: I.1.1】                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたか。</li> <li>試行を通じて面談等のより詳細な内容の公開ができたか。</li> <li>ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上を達成できたか。</li> <li>ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上を達成できたか。</li> <li>ホームページの概念設計、詳細設計、サイト構造設計書を作成することにより、ホームページ改善実施に向けた見通しが得られたか。</li> <li>地元関係者等との意見交換、経営責任者(CEO)との意見交換、原子力部門の責任者(CNO)との意見交換を適切に実施できたか。</li> <li>社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信できたか。</li> <li>以上を含めて、総合的に、年度を通じて、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行ったか。</li> </ul> |          |                                    |        |   |       |  | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画  |         |  |  |
| 2          | 組織体制・運営等の継続的改善<br>【PDCA管理番号: I.2.1】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>統合マネジメントシステムによる組織業務改善があったか。</li> <li>IAEAによる総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションの受け入れを通じて、組織体制及び運営等を含む規制基盤の改善が行われたか。</li> </ul>  |          |                                    |        |   |       |  | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画  |         |  |  |

| 3              | 国際機関との連携<br>【PDCA管理番号: I.3】             | <ul style="list-style-type: none"> <li>二国間、多国間の枠組みを活用して海外の原子力安全に関する知見の収集を行えたか。</li> <li>国際社会における原子力安全に関する活動に参加・貢献できたか。</li> <li>国際協力業務への資質のある人材を育成したか。</li> </ul>   |                |              |              |                         | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |  |                              |
|----------------|---|---|----------------|--------------|--------------|-------------------------|------------------------|--|------------------------------|
| 4              | 法的支援、訴訟事務への着<br>実な対応<br>【PDCA管理番号: I.4】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>年度を通じ、原子力規制委員会の業務に係る訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。</li> <li>年度を通じ、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。</li> <li>年度を通じ、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。</li> </ul> |                |              |              |                         | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |  |                              |
| 達成手段<br>(開始年度) |   | 予算額計(執行額)<br>(百万円)  |                |              |              | 当初予算額<br>(百万円)<br>令和元年度 | 関連する定<br>性指標           | 達成手段の概要等   | 令和元年<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号 |
|                |   | 平成27年度  | 平成28年度         | 平成29年度       | 平成30年度       |                         |                        |  |                              |
| (1)            | 原子力安全規制情報広聴・<br>広報事業<br>(平成16年度)        | 457<br>(321)  | 429<br>(316)   | 328<br>(311) | 317<br>(307) | 631                     | 1                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>広く情報提供を行うためのホームページ運用管理、アクセシビリティの維持向上等の取組を行う。</li> <li>コールセンターを設置し、一般の方から直接寄せられる個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。</li> <li>原子力規制委員会や審査会合、記者会見等についてYouTube、ニコニコ動画等でのリアルタイム映像配信とそのアーカイブ化を行う。</li> <li>会見者等の対応能力、コミュニケーション能力の向上を図り、的確な情報発信を行えるようにする。</li> <li>緊急時における原子力施設の状況等を、メールアドレス登録者の携帯電話に直接配信する緊急時情報配信システムを運用する。</li> <li>ホームページで公開した資料をアーカイブし、インターネットから検索可能とするシステムの整備を行う。</li> </ul> | 002                          |
| (2)            | 国際原子力発電安全協力推<br>進事業<br>(平成7年度)          | 144<br>(68)   | 160<br>(92)    | 134<br>(48)  | 114<br>(63)  | 72                      | 3                      | <p>諸外国規制機関との協力を進め、継続的に二国間、多国間の枠組みを通して、原子力規制に関する情報収集・発信及び意見交換等を行うとともに、諸外国原子力規制機関との人的交流を行う。</p> <p>また、アジア・世界の原子力規制機関同士が情報を共有する枠組みであるANSN(Asian Nuclear Safety Network)、GNSSN(Global Nuclear Safety and Security Network)を活用し、海外の原子力規制に係る最新情報の収集・発信を行う。</p>   | 003                          |
| (3)            | 国際原子力機関原子力発電<br>所等安全対策拠出金<br>(平成4年度)    | 379<br>(379)  | 390<br>(390)   | 293<br>(293) | 323<br>(287) | 336                     | 3                      | <p>本事業は、原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関(IAEA)の特徴を生かした様々な安全向上活動に参画し、そのために必要な任意拠出金を拠出するもの。具体的には、IAEAが取り組んでいる、①質が高く効率的なIAEA安全基準等の策定や継続的な見直し、②IAEAの核セキュリティに係る技術指針の策定や見直し、③原子力・放射線緊急事態に対するIAEAの枠組みを通じた準備及び対応の強化(関連する安全基準等の作成や、加盟国に対する技術協力プロジェクトの実施)、④アジア地域や原子力導入新興国等の規制の向上のための協力連携の枠組みやネットワークの運営構築等の活動に対して、任意拠出金を拠出し、事業に参画する。</p>   | 004                          |
| (4)            | 経済協力開発機構原子力機<br>関拠出金<br>(平成18年度)        | 60<br>(54)  | 59<br>(53)     | 52<br>(46)   | 47<br>(47)   | 54                      | 3                      | <p>本事業は、原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。</p>  | 005                          |
| (5)            | 原子力発電安全基盤調査拠<br>出金<br>(平成4年度)           | 53<br>(53)  | 73<br>(73)     | 68<br>(68)   | 69<br>(22)   | 72                      | 3                      | <p>本事業は、原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の特徴を活かし、任意拠出金に基づきOECD/NEAの事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる、原子力事故の防止・緩和等に関する事業(東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえたNEA加盟国の規制取組状況の取り纏め及び共有等)、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業(東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等)に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。</p>  | 006                          |
| 施策の予算額・執行額     |   | 1,243<br>(940)  | 1,192<br>(956) | 921<br>(791) | 870<br>(739) | 1,165                   |                        |  |                              |

## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

| 施策名        |                                       | Ⅱ. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施  |          |        |        |        | 施策に係る内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |  | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の基本方針2019   |  | 政策評価<br>実施予定時期 | 2020年8月                 |
|------------|---------------------------------------|---|----------|--------|--------|--------|----------------------------------|--|---|--|----------------|-------------------------|
| 施策の概要      |                                       | 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。   |          |        |        |        | 目標設定の考え方・根拠                      |  | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針2019  |  |                |                         |
| 達成すべき目標    |                                       | 1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善<br>2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施<br>3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携<br>4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善<br>5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施                 |          |        |        |        | 担当部局・作成責任者名                      |  | 放射線防護グループ<br>大熊 一寛 放射線防護企画課長、有賀 理 保障措置室長、児嶋 洋平 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、宮本 久 安全規制管理(放射線規制担当)<br>原子力規制部<br>森下 泰 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、小野 祐二 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金谷 敏之 検査監督総括課長、武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当) |  |                |                         |
| 政策体系上の位置付け |                                       | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること  |          |        |        |        |                                  |  |   |  |                |                         |
| 定量指標       |                                       | 基準値<br>(基準年度)   | 年度ごとの目標値 |        |        |        |                                  | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |  |                |                         |
|            |                                       |   | 年度ごとの実績値 |        |        |        |                                  |  |   |  |                |                         |
|            |                                       |   | 平成27年度   | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度                            |  |   |  |                |                         |
| 2-1        | 原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数               | -<br>(-)  | 0        | 0      | 0      | 0      | 0                                | 原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。<br>(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。) |   |  |                |                         |
| 2-2        | 原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数               | -<br>(-)  | 0        | 0      | 0      | 0      | 0                                |  |   |  |                |                         |
| 2-3        | 公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数        | -<br>(-)  | 0        | 0      | 0      | 0      | 0                                |  |   |  |                |                         |
| 定性指標       |                                       |   |          |        |        |        | 目標                               |  |   |  |                | 測定指標の選定理由<br>及び目標の設定の根拠 |
| 1          | 原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施【PDCA管理番号:Ⅱ.1.】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請等について、厳正かつ適切に審査を実施したか。</li> <li>高速増殖原型炉もんじゅ、東海再処理施設等について、廃止措置計画の審査等を適時適切に実施したか。</li> </ul> |          |        |        |        |                                  |  |   |  |                | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画  |

| 2              | 原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施【PDCA管理番号: II.2】              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新検査制度の運用に向け、必要な検討を行い、新検査制度に関する規則案等を準備できたか。</li> <li>・審査の結果を踏まえた上で、厳正かつ適切に検査等を実施し、原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であったか。</li> <li>・新検査制度の施行に向けた試運用を実施することができたか。</li> <li>・事故トラブルに対して事業者が行う原因究明と再発防止対策の評価に当たっては、規制当局として独立した立場で確認するとともに、潜在的な安全上の影響も考慮し、原子力安全上の対応措置等の教訓に関する考察を行ったか。その際、事業者の対応に基づき随時公開会合を開催するとともに原子力規制委員会に対しても適時報告を行ったか。</li> </ul>  |              |            |              |                | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |  |                              |
|----------------|--|---|--------------|------------|--------------|----------------|------------------------|--|------------------------------|
| 3              | 最新知見等に基づく規制制度の策定、見直し【PDCA管理番号: II.3】                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備、第二種廃棄物に係る規制基準等の整備、クリアランスレベルの設定対象の拡大及び同レベルの合理的な確認方法の構築を行ったか。</li> <li>・規制制度への反映が必要な事項について、現行検査の中で新検査制度の手法を取り入れた試行を実施し、新検査の本格運用に向けた準備を行うなど、計画的に検討及び制度改正を行ったか。</li> <li>・発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策について検討を行い、制度改正の要否等について一定の結論を得たか。</li> <li>・原子力施設の安全性に影響を与える、地震、津波、火山等の自然現象の情報収集及び分析の強化を行い、適切に規制への反映を行ったか。</li> <li>・審査を通じ新たな規制につながる可能性のある事案の抽出を適切に行うとともに、原子力規制企画課制度班を中心とし原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図りつつ、適切に基準化の作業を進めたか。</li> <li>・規制基準が改正された場合は、それに伴う審査及び検査を厳正かつ適切に実施したか。</li> <li>・情報収集、スクリーニングを実施した上で技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に行い、国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を着実に実施したか。</li> </ul> |              |            |              |                | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |  |                              |
| 4              | 安全と核セキュリティと保障措置の調和【PDCA管理番号: II.4】                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のそれぞれについて、適切に運用したか。</li> <li>—許認可申請がなされた場合、担当部署から他の措置の担当部署に照会をしてそれぞれの観点で影響がないか確認する。</li> <li>—現地検査官等が他の措置に関する気づき事項があった場合には本庁の関係部署に情報共有等を行う。</li> <li>—信頼性確認に係る訓令に基づき、適切に運用する。</li> <li>・規制要求化の要否の検討に向けた干渉事例の収集等を継続的に行ったか。</li> </ul>  |              |            |              |                | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |  |                              |
| 5              | 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施【PDCA管理番号: II.5】              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正した放射線障害防止法の施行を踏まえ、厳正かつ適切な審査・検査を実施しているか。</li> <li>・IRRSの指摘等を踏まえて、関係する法令の継続的な改善を行っているか。</li> </ul>  |              |            |              |                | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |  |                              |
| 達成手段<br>(開始年度) |  | 予算額計(執行額)<br>(百万円)  |              |            |              | 当初予算額<br>(百万円) | 関連する定<br>性指標           | 達成手段の概要等   | 令和元年<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号 |
|                |  | 平成27年度  | 平成28年度       | 平成29年度     | 平成30年度       | 令和元年度          |                        |  |                              |
| (1)            | 試験研究炉等の原子力の安全規制<br>(平成23年度)                          | 150<br>(65)   | 81<br>(32)   | 46<br>(25) | 30<br>(13)   | 25             | 1.2                    | 本事業は、原子炉等規制法に基づき、核燃料施設に係る審査及び検査を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施するものである。<br>具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認するものである。                                | 001                          |
| (2)            | 放射性同位元素使用施設等の安全規制<br>(旧:放射線障害防止対策に必要な経費)<br>(昭和33年度) | 221<br>(144)  | 216<br>(201) | 95<br>(85) | 116<br>(105) | 107            | 5                      | 放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、法令に基づく安全規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の使用等の許認可等を行うにあたり、透明性の高い審査、計画的かつ効果的な事業者等への立入検査、適切な特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行うこと等により、放射性同位元素等の使用等による公共の安全を確保する。 | 007                          |

|            |  |              |              |              |                |     |     |   |     |
|------------|--|--------------|--------------|--------------|----------------|-----|-----|---|-----|
| (3)        | 放射線安全規制研究戦略的推進事業<br>(平成29年度)                                 | -            | -            | 300<br>(235) | 353<br>(283)   | 324 | 5   | 放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す重点テーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。本事業では、規制等の基盤となる知見の創出に向けた領域、規制等の整備・運用に資する知見の創出に向けた領域、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた領域、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための領域、国際的な最新知見の収集・展開に係る横断的領域の調査研究を推進するとともに、規制等の改善活動を支える関係研究機関によるネットワークの構築を推進する。   | 008 |
| (4)        | 原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業<br>(平成2年度)                               | 206<br>(198) | 176<br>(171) | 170<br>(170) | 170<br>(170)   | 152 | 3.5 | 原子力発電施設等の現在及び元放射線業務従事者を対象に、低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のがんにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めており、放射線の影響が純粋に反映されていない可能性があることが示唆された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。そのため、交絡因子の情報を調査した上で、がん死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計を行い、同集団に基づく関連情報の集計作業を行うこととする。本調査により得られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信して行く。 | 009 |
| (5)        | 原子力規制検査の体制整備事業<br>(旧：発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業)<br>(平成23年度) | 55<br>(30)   | 63<br>(34)   | 73<br>(39)   | 246<br>(44)    | 90  | 2   | 本事業においては、法令改正による検査制度の運用改善、検査制度への品質保証の取り入れ拡大等の保安に係る検査の有効性向上の検討、検査制度の運用を効率化させるシステムの整備を行う。また、保安活動総合評価等の運用改善のための調査分析及び評価手法の拡充等を行う。さらに、発電用原子炉施設の施設定期検査に用いられる非破壊検査手法の欠陥検出・寸法測定性能を検証し、民間規格の技術評価及び事業者が実施する非破壊検査結果の妥当性を判断するために必要な知見を蓄積する。また、国際会議への参加等により国際的な検査の最新知見を収集することで、検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の継続的な検討に資する。<br>※検査制度調査事業(平成30年度)を原子力規制検査の体制整備事業に統合   | 010 |
| (6)        | 原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業<br>(平成23年度)                            | 387<br>(287) | 382<br>(256) | 355<br>(233) | 320<br>(253)   | 251 | 3   | 国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会に付す。また、海外との情報共有を実施するとともに、最新情報を集約した定期的な刊行物の作成を通じて原子力規制庁職員への情報提供を行う。  | 033 |
| 施策の予算額・執行額 |  | 632<br>(437) | 536<br>(438) | 684<br>(554) | 1,257<br>(633) | 949 |     |   |     |

## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

| 施策名        |  | Ⅲ. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等  |          |        |        |        | 施策に関する内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |   | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の基本方針2019  |  | 政策評価<br>実施予定時期 | 2020年8月 |
|------------|--|---|----------|--------|--------|--------|-----------------------------------|---|--|--|----------------|---------|
| 施策の概要      |  | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。  |          |        |        |        | 目標設定の考え方・根拠                       |   | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針2019   |  |                |         |
| 達成すべき目標    |  | 1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視<br>2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析<br>3. 放射線モニタリングの実施  |          |        |        |        | 担当部局・作成責任者名                       |   | 技術基盤グループ<br>永瀬 文久 技術基盤課規制基盤技術統括調整官<br>放射線防護グループ<br>長坂 雄一 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長<br>原子力規制部<br>竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当) |  |                |         |
| 政策体系上の位置付け |  | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること  |          |        |        |        |                                   |   |  |  |                |         |
| 定量指標       |  | 基準値<br>(基準年度)   | 年度ごとの目標値 |        |        |        |                                   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |  |                |         |
|            |  |   | 年度ごとの実績値 |        |        |        |                                   |   |  |  |                |         |
|            |  |   | 平成27年度   | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度                             |   |  |  |                |         |
| 1-1        | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(中期的リスクの低減目標マップのうち、当該年度までに完了した項目数)<br>【PDCA管理番号:Ⅲ.1】           | -<br>(-)  | -        | -      | -      | 28     | 33                                | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められる(2019年度末までに33項目を完了)よう監視・指導することが望ましいため。 |  |  |                |         |
|            |  |   | 17       | 20     | 22     | 28     |                                   |   |  |  |                |         |
| 1-2        | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(実施計画の変更認可申請について、申請から一年以上経過している案件の数(各年度末時点))<br>【PDCA管理番号:Ⅲ.1】 | -<br>(-)  | -        | -      | -      | 0件     | 0件                                | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、実施計画の変更申請に対する審査を、滞りなく進めることが重要なため。   |  |  |                |         |
|            |  |   | -        | -      | 3件     | 0件     |                                   |   |  |  |                |         |
| 定性指標       |  | 目標  |          |        |        |        |                                   |   | 測定指標の選定理由<br>及び目標の設定の根拠  |  |                |         |
| 1          | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視<br>【PDCA管理番号:Ⅲ.1】   | ・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められる(平成31年度末までに33項目を完了)よう監視・指導することができたか。<br>・中期的リスクの低減目標マップに係る事項のうち、重要検討課題と位置づけたものについて、適切な検討が行えたか。<br>・実施計画の変更認可申請に対する審査及び審査の結果を踏まえた検査等について、厳正かつ適切に実施できたか。また、変更認可申請から一年以上経過している案件の数を0件とすることができたか。 |          |        |        |        |                                   |   | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画   |  |                |         |
| 2          | 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析<br>【PDCA管理番号:Ⅲ.2】  | ・高線量下で取り扱っていない技術的な項目について、東京電力が行う現地調査結果等を踏まえ、新たな知見が得られるよう継続して事故の分析を行えたか。<br>・国際的な調査研究活動等に参加し、これらの結果等について海外へ情報発信できたか。   |          |        |        |        |                                   |   | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画   |  |                |         |
| 3          | 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施<br>【PDCA管理番号:Ⅲ.3】                                 | ・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。<br>・「復興・創生期間」後を見据えて、モニタリングのあり方について検討し、必要な予算措置等を講じたか。<br>・リアルタイム線量測定システムの配置の適正化の見通しが得られたか。   |          |        |        |        |                                   |   | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画   |  |                |         |

| 達成手段<br>(開始年度) |  | 予算額計(執行額)<br>(百万円) |                  |                  |                  | 当初予算額<br>(百万円)<br>令和元年度 | 関連する定<br>性指標 | 達成手段の概要等   | 令和元年<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号 |
|----------------|--|--------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------|--------------|--|------------------------------|
|                |  | 平成27年度             | 平成28年度           | 平成29年度           | 平成30年度           |                         |              |  |                              |
| (1)            | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業<br>(旧:燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業)<br>(平成26年度) | 345<br>(341)       | 573<br>(425)     | 1,112<br>(765)   | 1,363<br>(762)   | 1,041                   | 1            | 廃炉作業において燃料デブリが取り出され保管される間には様々な状況が想定され、燃料デブリ性状や環境(水の量や温度など)の組合せにより臨界に至る条件が大きく変化する。このため、燃料デブリ性状をパラメータとした解析と臨界実験により、臨界リスクを評価するための基礎データベースを整備し、臨界に至る条件を評価する手法の整備を行う。また、既存の臨界実験装置を改造して燃料デブリを模擬した実験を行い、上記データベース及び評価手法の妥当性確認を行う。さらに、上記データベースを用いて燃料デブリが臨界に至るシナリオ及び臨界時の燃料デブリ挙動を評価する手法を整備する。 | 012                          |
| (2)            | 東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業<br>(平成26年度)                          | 389<br>(313)       | 372<br>(316)     | 205<br>(136)     | 95<br>(63)       | -                       | 1            | 事故プラント廃棄物の発生量、性状等に関する情報を整理し、処分後の長期的な影響及び現行規制への適合性について検討する。また、これまでに放射性廃棄物処分野の研究で得られた核種の収着特性、人工バリア材の溶解・腐食特性等に関する知見に基づき、事故プラント廃棄物の保管、処理及び処分に係る安全評価手法を整備するための技術的知見を取得するとともに、発電所敷地内の水理・地質構造、建屋等の構造物を考慮した三次元地下水流動モデル及び核種移行モデルを整備する。  | 013                          |
| (3)            | 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析・評価事業<br>(平成26年度)                                   | 30<br>(9)          | 20<br>(13.5)     | 20<br>(6)        | 14<br>(4)        | -                       | 2            | 本事業においては、中間報告書で取り扱っていない技術的な項目について、解析、現地調査等を通じ継続した事故の分析を実施するため、東京電力による調査の進捗状況について確認するとともに必要に応じて現地調査を実施する。   | 014                          |
| (4)            | 環境放射能水準調査等事業<br>(昭和50年度)   | 1,759<br>(1,660)   | 1,706<br>(1,550) | 1,767<br>(1,752) | 2,264<br>(2,093) | 1,882                   | 3            | 47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。  | 015                          |
| (5)            | 海洋環境放射能総合評価事業<br>(昭和58年度)  | 1,029<br>(818)     | 978<br>(808)     | 832<br>(798)     | 799<br>(794)     | 851                     | 3            | 原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。   | 016                          |
| (6)            | 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業<br>(平成25年度)                                 | 79<br>(65)         | 147<br>(104)     | 123<br>(113)     | 116<br>(113)     | 115                     | 3            | 今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。<br>①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活圏内におけるモニタリングを実施する。<br>②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。  | 017                          |
| (7)            | 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金   | 924<br>(924)       | 800<br>(800)     | 800<br>(800)     | 800<br>(800)     | 800                     | 3            | 福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。  | 0163<br>(復興庁)                |

|            |                          |                  |                  |                  |                  |       |   |  |               |
|------------|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------|---|--|---------------|
| (8)        | 放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費 | 1,556<br>(1,352) | 1,241<br>(1,080) | 1,298<br>(1,046) | 1,344<br>(1,240) | 1,327 | 3 | 東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。具体的には、①航空機による空間線量率の広域調査、②放射性物質の分布状況マップの作成等、③閉鎖的領域における放射線モニタリング、④海域における放射性物質の分布状況の調査、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故による環境モニタリング等データベースの構築、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査、⑦環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ充実等を実施する。 | 0164<br>(復興庁) |
| (9)        | 環境放射線測定等に必要な経費           | 1,111<br>(1,027) | 1,482<br>(1,200) | 1,108<br>(909)   | 1,118<br>(948)   | 1,137 | 3 | 東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。   | 0165<br>(復興庁) |
| 施策の予算額・執行額 |                          | 7,222<br>(6,509) | 7,318<br>(6,297) | 7,265<br>(6,325) | 7,913<br>(6,817) | 7,153 |   |  |               |

## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

| 施策名        |  | IV. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築   |          |        |        |        | 施策に係る内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の基本方針2019   | 政策評価<br>実施予定時期          | 2020年8月 |
|------------|--|---|----------|--------|--------|--------|----------------------------------|---|-------------------------|---------|
| 施策の概要      |  | 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。   |          |        |        |        | 目標設定の考え方・根拠                      | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針2019  |                         |         |
| 達成すべき目標    |  | 1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善<br>2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積<br>3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立  |          |        |        |        | 担当部局・作成責任者名                      | 長官官房<br>金城 慎司 人事課長<br>技術基盤グループ<br>遠山 真 技術基盤課長、永瀬 文久 規制基盤技術統括調整官<br>原子力規制部<br>森下 泰 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)<br>小野 祐二 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設<br>審査担当)<br>原子力安全人材育成センター<br>足立 敏通 人材育成センター副所長 |                         |         |
| 政策体系上の位置付け |  | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること  |          |        |        |        |                                  |   |                         |         |
| 定量指標       |  | 基準値<br>(基準年度)   | 年度ごとの目標値 |        |        |        | 令和元年度                            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |                         |         |
|            |  |   | 年度ごとの実績値 |        |        |        |                                  |   |                         |         |
|            |  |   | 平成27年度   | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |                                  |   |                         |         |
| 4-1        | 原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進<br>(採用数の確保)<br>【PDCA管理番号:IV.4】 | -<br>(-)  | -        | -      | -      | -      | 29名                              | 原子力規制人材を育成していくために、平成31年度増員分相当の29名(障害者7名含む)程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち30%以上の女性割合を維持することが重要である。  |                         |         |
|            |  |   | 74名      | 63名    | 53名    | 40名    |                                  |   |                         |         |
| 4-2        | 原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進<br>(採用数の確保)<br>【PDCA管理番号:IV.4】 | -<br>(-)  | -        | -      | -      | -      | 30%                              | 原子力規制人材を育成していくために、平成31年度増員分相当の29名(障害者7名含む)程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち30%以上の女性割合を維持することが重要である。  |                         |         |
|            |  |   | 18%      | 33%    | 15%    | 32%    |                                  |   |                         |         |
| 定性指標       |  | 目標  |          |        |        |        |                                  |   | 測定指標の選定理由<br>及び目標の設定の根拠 |         |
| 1          | 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善<br>【PDCA管理番号:IV.1】                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>GENERIC ISSUESタスクフォース、最新知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直しの要否を判定したか。</li> <li>規制担当課への安全研究に関する情報提供(技術支援)を行ったか。</li> <li>必要に応じて民間規格の技術評価の計画を見直すとともに、当該計画に基づいて技術評価を行っているか。</li> <li>ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備、第二種廃棄物に係る規制基準等の整備、クリアランスレベルの設定対象の拡大及び同レベルの合理的な確認方法の構築を行ったか。(再掲)</li> </ul> |          |        |        |        |                                  |   | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画  |         |

|                |   |   |              |               |                |                |                        |  |                               |
|----------------|---|---|--------------|---------------|----------------|----------------|------------------------|--|-------------------------------|
| 2              | 国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映<br>【PDCA管理番号: IV.2】                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GENERIC ISSUESタスクフォースを運営し、最新知見を基準及び規制活動等に適切に反映させたか。</li> <li>・発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策についての検討に関して、国外の知見、規制動向等を情報収集できたか。(再掲)</li> <li>・審査を通じた新たな規制につながる可能性のある事案の抽出を適切に行うとともに、原子力規制企画課制度班を中心とし原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図りつつ、適切に基準化の作業を進めたか。(再掲)</li> <li>・規制基準が改正された場合は、それに伴う審査を厳正かつ適切に実施したか。(再掲)</li> <li>・規則制度を改正した場合に伴う検査等を厳正かつ適切に実施したか。(再掲)</li> <li>・情報収集、スクリーニングを実施した上で技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を着実に実施したか。(再掲)</li> </ul> <p>(国外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- インドネシアとの情報収集の仕組み作りは進んだか。</li> <li>- インドネシア地震津波に関する情報を入手したか。また、情報を分析し、必要に応じて最新知見として技術情報検討会に報告したか。</li> </ul> <p>(国内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内の自然事象として収集した情報を分析し、最新知見かどうか判断したか。また、規制活動に影響を及ぼす情報を技術情報検討会に報告したか。</li> </ul> |              |               |                |                | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |  |                               |
| 3              | 安全研究の推進<br>【PDCA管理番号: IV.3】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。</li> <li>・事前、中間、事後及び年次評価が計画どおりに実施できたか。</li> <li>・二国間又は他国間の研究に関する国際活動に積極的に参加できたか。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関するものは、国際的な調査活動等に参加し、これらの結果等を海外へ情報発信できたか。</li> <li>・JAEA安全研究センター等の共同研究を計画どおりに進めることができたか。</li> </ul>  |              |               |                |                | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |  |                               |
| 4              | 原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進<br>【PDCA管理番号: IV.4】                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度増員分相当の29名(障害者7名含む)程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち30%以上の女性割合を維持できたか。</li> <li>・原子力規制人材育成事業については、引き続き意見交換会を実施するとともに、2019年度に終了を予定している事業者について、事業の評価体系を整備できたか。その他の事業者についても達成度を評価し、その後の対応方針を検討できたか。</li> <li>・新検査制度の本格的運用に向けて規制実務を担うことができる人材を確保・育成できたか。</li> <li>・研究系職員の研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織/部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進が図られたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努めたか。</li> <li>・研究に専念させるためのバックオフィスに係る環境整備の充実・強化がなされたか。</li> </ul>   |              |               |                |                | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |  |                               |
| 達成手段<br>(開始年度) |   | 予算額計(執行額)<br>(百万円)  |              |               |                | 当初予算額<br>(百万円) | 関連する定性指標               | 達成手段の概要等   | 令和元年度<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号 |
|                |   | 平成27年度  | 平成28年度       | 平成29年度        | 平成30年度         | 令和元年度          |                        |  |                               |
| (1)            | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業(011再掲)<br>(旧:燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業)(平成26年度)(再掲) | 345<br>(341)  | 573<br>(425) | 1112<br>(765) | 1,363<br>(762) | 1,041          | 3                      | 廃炉作業において燃料デブリが取り出され保管される間には様々な状況が想定され、燃料デブリ性状や環境(水の量や温度など)の組合せにより臨界に至る条件が大きく変化する。このため、燃料デブリ性状をパラメータとした解析と臨界実験により、臨界リスクを評価するための基礎データベースを整備し、臨界に至る条件を評価する手法の整備を行う。また、既存の臨界実験装置を改造して燃料デブリを模擬した実験を行い、上記データベース及び評価手法の妥当性確認を行う。さらに、上記データベースを用いて燃料デブリが臨界に至るシナリオ及び臨界時の燃料デブリ挙動を評価する手法を整備する。 | 012                           |
| (2)            | 東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業(平成26年度)(再掲)                                 | 389<br>(313)  | 372<br>(316) | 205<br>(136)  | 95<br>(63)     | -              | 3                      | 事故プラント廃棄物の発生量、性状等に関する情報を整理し、処分後の長期的な影響及び現行規制への適合性について検討する。また、これまでに放射性廃棄物処分野の研究で得られた核種の収着特性、人工バリア材の溶解・腐食特性等に関する知見に基づき、事故プラント廃棄物の保管、処理及び処分に係る安全評価手法を整備するための技術的知見を取得するとともに、発電所敷地内の水理・地質構造、建屋等の構造物を考慮した三次元地下水流動モデル及び核種移行モデルを整備する。  | 013                           |

|      |  |                  |                  |              |                |     |   |  |     |
|------|--|------------------|------------------|--------------|----------------|-----|---|--|-----|
| (3)  | バックエンド分野の規制高度化研究事業<br>(平成23年度)                       | 246<br>(171)     | 109<br>(76)      | 275<br>(266) | 346<br>(307)   | 360 | 3 | 中深度処分及び研究施設等廃棄物処分においては、安全確保の論点の整理や、規制基準等の整備に向けた技術的知見の整理に加え、適合性審査に向けた技術的知見の整理を行う。<br>また、第一種廃棄物施設では、安全確保の基本的考え方を整備するため、立地に係る技術的要件の整理を行う。<br>さらに、原子力発電所等の廃止措置終了確認及び廃棄物確認に必要な技術的根拠を整備するとともに、新規クリアランス対象物に対するクリアランスレベルの検討及び認可・確認に関する技術的根拠を整備する。  | 018 |
| (4)  | 放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業<br>(平成23年度)                 | 114<br>(92)      | 95<br>(78)       | 86<br>(60)   | 100<br>(89)    | 94  | 3 | 使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の計画の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行う。<br>さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討を行い規制の高度化に係る知見を取得する。<br>また、最新の知見や技術に対応できるように熱解析及び遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。  | 019 |
| (5)  | 原子力検査官等研修事業<br>(平成24年度)                              | 158<br>(113)     | 147<br>(128)     | 210<br>(113) | 388<br>(341)   | 416 | 4 | 原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。<br>※平成30年度より、平成29年度事業「原子力保安検査官等訓練設備整備事業」と「原子力安全研修事業」を統合。   | 020 |
| (6)  | 軽水炉照射材料健全性評価研究事業<br>(平成24年度)                         | 860<br>(841)     | 991<br>(911)     | 744<br>(732) | 592<br>(588)   | 547 | 3 | 原子力発電所の経年劣化事象のうち、原子炉圧力容器の中性子照射脆化に着目し、破壊靱性(破壊に対する抵抗力)が低下した原子炉圧力容器鋼材の健全性評価に関するデータを実際に中性子照射を受けた材料の破壊靱性試験等により取得・整備する。得られた成果は運転期間延長に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の妥当性確認並びに民間規格の技術評価に活用する。  | 021 |
| (7)  | 燃料等安全高度化対策事業<br>(平成24年度)                             | 658<br>(557)     | 625<br>(623)     | 852<br>(477) | 173            | -   | 3 | 今後の導入が予定されている改良型燃料に対して試験等を実施し、反応度事故時及び冷却材喪失事故時の燃料挙動、並びに、高燃焼度で顕著となる被覆管の照射成長に関するデータを整備する。反応度事故時の燃料挙動については、発電炉で使用された燃料棒から試験燃料棒を作製し、反応度事故を模擬できる試験炉にて試験を実施する。また、あわせて反応度事故時燃料挙動の解析を実施する。冷却材喪失事故時の燃料挙動については、発電炉で使用された燃料棒から被覆管を採取して試験用試料を作製し、冷却材喪失事故模擬試験を実施する。これらの模擬試験の前後には試験燃料棒及び試験用試料の照射後試験を行い、事故時燃料挙動に関する詳細データを取得する。被覆管照射成長については、被覆管から調製した試験片を対象に試験炉にて照射試験を行い、試験片の長さ及び重量の変化を測定する。 | 022 |
| (8)  | 高経年化技術評価高度化事業<br>(平成24年度)                            | 786<br>(668)     | 662<br>(589)     | 411<br>(367) | 376<br>(337)   | 378 | 3 | 運転期間延長認可制度及び高経年化対策制度に基づく審査に必要な技術的判断根拠の整備・拡充のための研究として、長期間使用された電気・計装設備(原子炉格納容器電線貫通部等)について重大事故環境条件下における健全性評価手法の検討を行うとともに、コンクリート構造物の強度低下に及ぼす放射線(ガンマ線及び中性子線)及びアルカリ骨材反応の影響に係る健全性評価に関する検討を行う。また、国内外の原子力発電所の経年劣化に関する運転経験や研究成果等の情報を調査する。  | 023 |
| (9)  | 原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業<br>(平成25年度)                 | 1,564<br>(1,541) | 1,203<br>(1,201) | 725<br>(713) | 251<br>(35)    | 254 | 3 | 本事業では、国内外における断層等の活動性評価手法の調査・研究結果等を広く収集・整理し、評価手法の有効性確認のための調査・分析に関する方針を策定する。さらに、断層等の活動性評価に必要な地質・地質構造に関するデータを取得するとともに、断層等の評価手法に関する適用条件・課題等を整理し、上載地層法以外の方法による断層等の活動性判定手法を整備する。   | 024 |
| (10) | 燃料破損に関する規制高度化研究事業<br>(旧:燃料設計審査分野の規制研究事業)<br>(平成26年度) | 716<br>(364)     | 598<br>(460)     | 607<br>(508) | 1,153<br>(945) | 719 | 3 | 改良型燃料の導入や、現行燃料基準の策定当時には観察されていなかった挙動に関する最新知見に対応し、燃焼が進んだ燃料における水素吸収による燃料被覆管の亀裂進展や冷却材喪失事故条件下での燃料ペレットの微細化・放出等の燃料破損挙動を調べ、燃焼が進んだ改良型燃料等の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の基準等の見直し及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。   | 025 |

|      |  |                  |                  |                 |                  |       |     |  |     |
|------|--|------------------|------------------|-----------------|------------------|-------|-----|--|-----|
| (11) | 原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業<br>(平成23年度)    | 1,906<br>(1,506) | 1,905<br>(1,555) | 1,931<br>(1603) | 1,960<br>(1,857) | 1,693 | 3   | 新規制基準(改正原子炉等規制法:平成25年7月施行)を踏まえた原子力発電所の地震・津波等に対する安全性を厳正に評価・確認することを目的に、特に東北地震・津波を踏まえた教訓・最新知見を収集・反映し、新規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の取得及び耐震・耐津波関連基準類(評価ガイド、審査ガイド等)の整備を実施する。   | 026 |
| (12) | 核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業<br>(平成23年度)          | 277<br>(265)     | 224<br>(185)     | 186<br>(130)    | 230<br>(171)     | 251   | 3   | 加工施設及び再処理施設に対する内部火災に係るリスク評価手法の整備・高度化を行うための検討を行う。また、内部事象を含めたリスク評価の事故シナリオをより適切なものとするとともに、評価に伴う不確かさを低減すること等を目的として以下の項目の技術的検討を行う。<br>① 火災又は爆発<br>② 蒸発乾固<br>③ 機器の経年変化   | 027 |
| (13) | 発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業<br>(平成25年度)  | 1,051<br>(826)   | 1,443<br>(1,340) | 1410<br>(1269)  | 1,596<br>(1,307) | 1,251 | 3   | 今後の安全規制の支援のために、SA対策の有効性評価等に必要な国際協力試験データ、解析結果等を整備するとともに、海外規制情報等を調査する。また、国内外の施設を用いた実験的知見を整備するとともに、これらのデータを用いた解析評価技術の向上を図り解析的知見を整備する。さらに、これらの知見を踏まえて国産SA解析コードの開発及び評価技術の向上を図る。   | 028 |
| (14) | 放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業<br>(平成15年度) | 62<br>(51)       | 65<br>(48)       | 70<br>(58)      | 70<br>(63)       | 70    | 2   | 放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。   | 029 |
| (15) | 原子炉施設等の規制基準整備事業<br>(平成23年度)              | 23<br>(15)       | 24<br>(15)       | 19<br>(19)      | 56<br>(53)       | 82    | 1.2 | 規制当局が定める技術基準で要求している性能を国内の民間規格が満たしているか評価するとともに、国内外の法令・民間規格の動向を総合的に調査・分析する。また、IAEA安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、基準策定に係るIAEAの関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。  | 030 |
| (16) | 技術基盤分野の規制高度化研究事業<br>(平成23年度)             | 99<br>(80)       | 92<br>(81)       | 175<br>(153)    | 291<br>(92)      | 290   | 3   | 原子炉施設に「リスク情報」を活用する安全規制分野や具体的な活用方策に関する検討を行うとともに、「リスク情報」を活用するための基盤となる確率論的リスク評価(PRA)について、手法・データの整備・高度化を行う。  | 031 |
| (17) | 発電炉設計審査分野の規制研究事業<br>(平成23年度)             | 1,359<br>(1,135) | 2,030<br>(1,884) | 1757<br>(1479)  | 1,321<br>(1,189) | 1,021 | 3   | 発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故及び重大事故等の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法を整備をする。<br>高速炉に関しては、常陽審査対応の技術的知見の獲得の他、高速実証炉の評価に必要な手法整備等を、その能力があり対応可能な現時点で行い将来への技術の伝承を図る。これにより、適合性審査に必要な技術的基盤を構築するとともに、それらの解析コード及び評価手法を用いた解析により適合性審査に活用できる技術的知見を獲得する。 | 032 |
| (18) | 原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業<br>(平成23年度)        | 387<br>(287)     | 382<br>(256)     | 355<br>(233)    | 320<br>(253)     | 251   | 2   | 国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会に付す。また、海外との情報共有を実施するとともに、最新情報を集約した定期的な刊行物の作成を通じて原子力規制庁職員への情報提供を行う。   | 033 |

|            |  |                    |                    |                    |                   |        |     |  |     |
|------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------|-----|--|-----|
| (19)       | 大規模噴火のプロセス等の知見整備に係る研究事業<br>(旧:火山影響評価に係る研究事業)<br>(平成26年度) | 257<br>(239)       | 539<br>(496)       | 607<br>(587)       | 447<br>(427)      | 408    | 3   | 本事業は、巨大噴火を起こした火山を対象に、巨大噴火の準備段階からのプロセスについて基礎的な知見を得るものである。具体的には、火山活動を繰り返す火山の長期評価に関する指標策定のための知見整備として、主要な火山の活動履歴と大規模噴火した火山活動に関する詳細調査(高精度の年代測定、ボーリング調査、岩石学的検討等)を実施する。また、過去に大規模噴火した火山での観測(地球物理学的・地球化学的観測)情報を整理し、前記の詳細調査結果を基に、大規模噴火の準備段階となるマグマ溜まりと地殻変動の関係性を推定する数値シミュレーション手法について検討を実施する。   | 034 |
| (20)       | 原子力規制高度化研究拠出金<br>(平成26年度)                                | 303<br>(262)       | 299<br>(210)       | 235<br>(215)       | 225<br>(192)      | 296    | 2   | 各国との共通技術課題について、以下の国際共同研究事業を実施して、その知見を原子力規制委員会が実施する安全研究に活用する。<br>・異常な過渡変化及び事故を模擬した燃料の照射試験・照射後試験を実施し、破損挙動等に係る知見を取得する。<br>・シビアアクシデント時の水素挙動、核分裂生成物挙動等に係る実験的・解析的知見を取得する。<br>・事故時の熱流動現象に係る実験的・解析的知見及び事故時熱流動解析コードに係る知見を取得する。<br>・火災防護規制の高度化に係る試験及び解析評価、火災防護情報の収集・分析を行う。<br>・原子力規制の国際化、効率化のため、原子力主要国で新設炉の設計評価に係る共通の進め方を議論する。<br>・経年劣化管理手法等に係るデータベースを構築・共有する。<br>・共通要因故障に係るデータベースを構築する。 | 035 |
| (21)       | プラントシミュレータ研修事業<br>(平成26年度)                               | 1,897<br>(1,393)   | 1,081<br>(883)     | 353<br>(274)       | 372<br>(363)      | 272    | 4   | 発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規制基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを活用した研修を通して原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。<br>また、研修を効果的に行うため、新規制基準適合性に係る審査の状況などを踏まえたシミュレータの改良や維持管理を行う。<br>※平成26年度補正予算額のうち、1,393百万を平成27年度へ繰越。<br>※平成27年度補正予算額のうち、1,081百万を平成28年度へ繰越。<br>※平成29年度補正予算額のうち、105百万を平成30年度へ繰越。                            | 036 |
| (22)       | 原子力規制人材育成等の推進<br>(平成28年度)                                | -                  | 300<br>(189)       | 382<br>(285)       | 381<br>(286)      | 359    | 4   | 国内の大学等が提案した原子力規制に係る教育研究プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。今年度の事業対応については、各採択事業の進捗管理の強化、最終年度に向けた事業評価の方法等、第2期に向けた事業のあり方(採択数の少ない分野の開拓等)の検討を重点的に行う。  | 037 |
| (23)       | 人的組織的要因の体系的考慮に係る規制研究事業<br>(平成29年度)                       | -                  | -                  | 48<br>(2)          | 140<br>(126)      | 60     | 3   | 原子力規制委員会は、IRRSにおいて明らかになった課題”人的組織的要因を体系的に考慮すること”等を踏まえ、人的組織的要因に関するプラントの設計審査及び監視・検査制度における規制要件の明確化を進めている。本事業では、設計審査に対する規制要件の明確化に関しては、原子炉制御室等の設計の審査において人的組織的要因を考慮するための規則・基準類、審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。監視・検査制度に関しては、現在進められている監視・検査制度の見直しを踏まえ、新たに求められる検査官能力の向上や品質管理・安全文化に関する審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。   | 038 |
| (24)       | 原子力の安全研究体制の充実・強化事業<br>(平成31年度)                           |                    |                    |                    |                   | 823    | 3.4 | 共同研究の更なる充実化を図るとともに、技術支援機関との連携強化、規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施を推進する。また、それらを利用したシビアアクシデント時のソースターム評価、原子力施設耐震評価用モデルの妥当性確認、廃棄物・クリアランス・廃止措置に係る放射能濃度分析の信頼性確保、廃棄物埋設の坑道閉鎖措置確認に関する研究を実施し、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成を推進し、研究実施体制の充実・強化を図る。  | 新規  |
| 施策の予算額・執行額 |  | 14,353<br>(11,221) | 14,386<br>(12,050) | 12,825<br>(10,594) | 12,246<br>(9,845) | 10,937 |     |  |     |

## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

| 施策名            | V. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施   |   |                  |                  |                  | 施策に関係する内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) | 原子力規制委員会設置法                                       | 政策評価<br>実施予定時期  | 2020年8月 |
|----------------|---|---|------------------|------------------|------------------|------------------------------------|---|---|---------|
| 施策の概要          | 核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。 |   |                  |                  |                  | 目標設定の考え方・根拠                        | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議    |   |         |
| 達成すべき目標        | 1. 核セキュリティ対策の強化<br>2. 保障措置の着実な実施<br>3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携       |   |                  |                  |                  | 担当部局・作成責任者名                        | 放射線防護グループ<br>児嶋 洋平 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、有賀 理 保障措置室長 |   |         |
| 政策体系上の位置付け     | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること  |   |                  |                  |                  |                                    |   |   |         |
| 定性指標           | 目標  |   |                  |                  |                  |                                    | 測定指標の選定理由<br>及び目標の設定の根拠                           |   |         |
| 1              | 核セキュリティ対策の強化<br>【PDCA管理番号: V.1】                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護に係る規制を厳正かつ適切に実施しているか。</li> <li>新検査制度の本格運用に向けた取組を含め、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行っているか。</li> </ul>         |                  |                  |                  |                                    | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画                            |   |         |
| 2              | 保障措置の着実な実施<br>【PDCA管理番号: V.2】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA保障措置その他の国際約束について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行したか。</li> <li>指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にしたか。</li> </ul> |                  |                  |                  |                                    | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画                            |   |         |
| 達成手段<br>(開始年度) | 予算額計(執行額)<br>(百万円)  |   |                  |                  | 当初予算額<br>(百万円)   | 関連する定<br>性指標                       | 達成手段の概要等  | 令和元年<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号  |         |
|                | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度           | 平成30年度           | 令和元年度            |                                    |   |   |         |
| (1)            | 試験研究炉等の核セキュリ<br>ティ対策<br>(平成23年度)                                      | 49<br>(17)  | 41<br>(14)       | 38<br>(31)       | 38<br>(27)       | 37                                 | 1   | 本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は、国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。   | 039     |
| (2)            | 保障措置の実施に必要な経<br>費<br>(昭和52年度)   | 3,163<br>(2,758)  | 2,956<br>(2,749) | 3,082<br>(3,058) | 3,188<br>(3,184) | 3,550                              | 2   | 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。<br>①保障措置に関する情報処理業務委託<br>国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務<br>②保障措置検査等実施業務<br>保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付けた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部 | 040     |

|            |                                     |                  |                  |                  |                  |       |   |  |     |
|------------|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------|---|--|-----|
| (3)        | 保障措置環境分析調査事業<br>(平成8年度)             | 350<br>(344)     | 264<br>(260)     | 1,104<br>(1,036) | 570<br>(543)     | 617   | 2 | ①新規分析手法の開発(平成31年度は、低濃縮ウラン粒子を用いた試験によるウランの精製時期決定法の開発)や既存分析手法の高度化<br>②IAEAに認定されたネットワーク分析所として、IAEAの依頼に基づく、我が国を含む世界各地での査察等の際に収去された試料の分析<br>③保障措置に係る試料分析に必要な施設・設備等の維持管理  | 041 |
| (4)        | 大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業<br>(平成13年度) | 268<br>(0)       | 11<br>(0)        | 262<br>(19)      | 35<br>(28)       | 32    | 2 | J-MOXでは、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立することが必要。このため、本事業では、施設的设计・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器(①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレット測定機器)を開発・設置し、これら機器で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築する。  | 042 |
| (5)        | 国際原子力機関保障措置拠出金<br>(昭和61年度)          | 122<br>(122)     | 117<br>(117)     | 102<br>(102)     | 104<br>(98)      | 135   | 2 | ・保障措置関係者の知識・技術向上のためのトレーニングに係るプログラム作成及び講師として参画<br>・東京電力福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復に向けた保障措置手法の開発等への参画<br>・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画<br>・IAEAによる保障措置手法の高度化のための統計的評価方法の構築等への参画<br>特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保しつつ、円滑な廃炉の実現につなげていく。 | 043 |
| (6)        | 原子力発電施設等核物質防護対策事業<br>(平成15年度)       | 153<br>(111)     | 143<br>(110)     | 140<br>(121)     | 113<br>(99)      | 114   | 1 | (1)新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ取得<br>原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威や輸送時の核セキュリティ、最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する<br>(2)規制動向調査<br>原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析及び国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施する   | 044 |
| 施策の予算額・執行額 |                                     | 4,105<br>(3,352) | 3,532<br>(3,250) | 4,728<br>(4,367) | 4,048<br>(3,979) | 4,485 |   |  |     |

## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

| 施策名        |  | VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化   |                 |                 |                 |                 | 施策に係る内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |  | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の基本方針2019   |  | 政策評価<br>実施予定時期 | 2020年8月 |
|------------|--|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------------|--|---|--|----------------|---------|
| 施策の概要      |  | 原子力災害対策指針を含めた放射線防護のための制度を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。  |                 |                 |                 |                 | 目標設定の考え方・根拠                      |  | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針2019                                |  |                |         |
| 達成すべき目標    |  | 1. 放射線防護対策の充実<br>2. 危機管理体制の充実・強化  |                 |                 |                 |                 | 担当部局・作成責任者名                      |  | 長官官房<br>今井 俊博 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急事案対策室長<br>放射線防護グループ<br>大熊 一寛 放射線防護企画課長、長坂 雄一 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長 |  |                |         |
| 政策体系上の位置付け |  | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること  |                 |                 |                 |                 |                                  |  |   |  |                |         |
| 定量指標       |  | 基準値<br>(基準年度)   | 年度ごとの目標値        |                 |                 |                 |                                  | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |  |                |         |
|            |  |   | 年度ごとの実績値        |                 |                 |                 |                                  |  |   |  |                |         |
|            |  |   | 平成27年度          | 平成28年度          | 平成29年度          | 平成30年度          | 令和元年度                            |  |   |  |                |         |
| 2-1        | 放射線モニタリングの実施・<br>技術的検討<br>(全都道府県の空間線量率の公表)<br>【PDCA管理番号: VI.2】 | -<br>(-)  | 365日分           | 365日分           | 366日分           | 365日分           | 365日分                            | 原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の毎日9時～10時の平均の空間線量率を公表することを目標値とする。  |   |  |                |         |
|            |  |   | 365日分           | 365日分           | 366日分           | 365日分           |                                  |  |   |  |                |         |
| 3-1        | 危機管理体制の充実・強化<br>(原子力事業者防災訓練の<br>確認)<br>【PDCA管理番号: VI.3】        | -<br>(-)  | 39事業所<br>/39事業所 | 39事業所<br>/39事業所 | 39事業所<br>/39事業所 | 39事業所<br>/39事業所 | 39事業所<br>/39事業所                  | 原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、平成31年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。 |   |  |                |         |
|            |  |   | 39事業所<br>/39事業所 | 39事業所<br>/39事業所 | 39事業所<br>/39事業所 | 39事業所<br>/39事業所 |                                  |  |   |  |                |         |
| 定性指標       |  | 目標  |                 |                 |                 |                 |                                  |  | 測定指標の選定理由<br>及び目標の設定の根拠   |  |                |         |
| 1          | 最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善<br>【PDCA管理番号: VI.1】                  | ・放射線審議会の円滑な調査審議のため、安全研究等を通じ、最新知見の計画的な収集、関係省庁との情報共有等を適切に行ったか。<br>・防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう、原子力災害対策指針の見直しを行ったか。                       |                 |                 |                 |                 |                                  |  | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画  |  |                |         |
| 2          | 放射線モニタリングの実施・<br>技術的検討<br>【PDCA管理番号: VI.2】                     | ・平時時・緊急時における放射線モニタリングの体制整備が行われ、環境放射線モニタリングが適切に実施されているか。<br>・全都道府県の毎日9時～10時の平均の空間線量率を確実に公表できたか。<br>・モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。 |                 |                 |                 |                 |                                  |  | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画  |  |                |         |

| 3              | 危機管理体制の充実・強化<br>【PDCA管理番号:VI.3】                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案の蓋然性を考慮し、関係部署と連携しつつ原子力規制委員会の初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを実施できたか。</li> <li>・ 訓練・研修を体系的に整理し実施することにより、効果的に緊急時対応業務の能力向上に取り組むことができる環境を整備し、各職員の力量管理体制を強化できたか。</li> <li>・ 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、平成30年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて平成31年度訓練実施計画等の検討を行い、平成31年度の訓練を実施できたか。</li> <li>・ 平成31年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。また、平成30年の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき平成31年度の原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。</li> <li>・ 機器管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。</li> </ul> |                  |                  |                  |              | 原子力規制委員会<br>平成31年度重点計画 |   |     |
|----------------|--|---|------------------|------------------|------------------|--------------|------------------------|---|-----|
| 達成手段<br>(開始年度) | 予算額計(執行額)<br>(百万円)                                     |   |                  |                  | 当初予算額<br>(百万円)   | 関連する定<br>性指標 | 達成手段の概要等               | 令和元年<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号  |     |
|                | 平成27年度   | 平成28年度  | 平成29年度           | 平成30年度           | 令和元年度            |              |                        |   |     |
| (1)            | 放射線安全規制研究戦略的<br>推進事業<br>(平成29年度)<br>(再掲)               | -   | -                | 300<br>(235)     | 353<br>(283)     | 324          | 1                      | 放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す重点テーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。本事業では、規制等の基盤となる知見の創出に向けた領域、規制等の整備・運用に資する知見の創出に向けた領域、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた領域、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための領域、国際的な最新知見の収集・展開に係る横断的領域の調査研究を推進するとともに、規制等の改善活動を支える関係研究機関によるネットワークの構築を推進する。 | 008 |
| (2)            | 環境放射能水準調査等事業<br>(昭和50年度)<br>(再掲)                       | 1,759<br>(1,660)  | 1,706<br>(1,550) | 1767<br>(1752)   | 1,783<br>(2,093) | 1,882        | 2.2-1                  | 47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。   | 014 |
| (3)            | 海洋環境放射能総合評価事<br>業<br>(昭和58年度)<br>(再掲)                  | 1,029<br>(818)  | 978<br>(808)     | 832<br>(798)     | 2,264<br>(2,093) | 851          | 2                      | 原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。  | 015 |
| (4)            | 避難指示区域等における環<br>境放射線モニタリング推進事<br>業<br>(平成25年度)<br>(再掲) | 79<br>(65)  | 147<br>(104)     | 123<br>(113)     | 116<br>(113)     | 115          | 2                      | 今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。<br>①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活圏内におけるモニタリングを実施する。<br>②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。   | 016 |
| (5)            | 放射能調査研究に必要な経<br>費<br>(昭和32年度)                          | 1,669<br>(1,455)  | 1,543<br>(1,383) | 1,626<br>(1,347) | 1,500<br>(717)   | 1,276        | 2                      | 米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。<br>1 米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査<br>2 輸入食品、農作物、海産物の放射能に関する調査研究<br>3 大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究<br>4 離島等の放射性物質監視測定<br>(関係省庁:原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)   | 045 |

|      |  |                  |                  |                  |                   |       |   |   |     |
|------|--|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------|---|---|-----|
| (6)  | 放射線モニタリング等人材育成事業<br>(平成25年度)                               | 240<br>(240)     | 243<br>(236)     | 243<br>(243)     | 237<br>(237)      | 239   | 2 | 緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、地方公共団体の職員等へ以下の研修を行う。<br>①環境放射能分析研修<br>平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対して環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。<br>②モニタリング実務研修<br>緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員等に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。<br>③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練)<br>EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員等に対して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。   | 048 |
| (7)  | 環境放射線モニタリング技術調査等事業<br>(旧：環境放射線モニタリング国際動向調査等事業)<br>(平成25年度) | 12<br>(6)        | 12<br>(12)       | 12<br>(4)        | 12<br>(10)        | 34    | 2 | 本事業は、放射能測定法シリーズ(既存マニュアルは全34冊)について、改訂(制定)の方向性の検討及び改訂(制定)案の作成等を行うものである。放射能測定法シリーズについては、平成28年度に有識者から構成される原子力規制委員会の「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、40年以上改訂されていないものもあり、技術の進展を反映する必要があること、東京電力福島第一原子力発電所事故の知見を反映する必要があることから、全34冊全ての分析・測定法を優先順位をつけて改訂していく必要があることや新たに整備する必要があるマニュアルも存在することが示されている。また、国際原子力機関(IAEA)等におけるモニタリングに係る技術文書の検討状況や、原子力施設を有する諸外国における緊急時モニタリングの取組状況等の調査を実施し、その結果に基づき、我が国の放射線モニタリング機能の維持・向上を図る。 | 049 |
| (8)  | 放射線監視等交付金<br>(昭和49年度)                                      | 7,891<br>(6,361) | 7,413<br>(6,178) | 7,029<br>(6,547) | 10,127<br>(6,722) | 5,350 | 2 | 原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。<br>【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県<br>【隣接道府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県  | 050 |
| (9)  | 緊急時モニタリングの体制整備事業<br>(平成26年度)                               | 1,200<br>(834)   | 1,325<br>(1,042) | 837<br>(733)     | 776<br>(652)      | 1,181 | 2 | ①緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの更改及び保守<br>国及び地方公共団体が実施している放射線モニタリングの結果等を集約し緊急時に公表するシステム「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、より安全性・安定性が高い効率的なシステムとするためシステムの更改及び保守を行う。<br>②緊急時モニタリング資機材等の整備・維持<br>原子力規制事務所に緊急時モニタリング資機材等を整備し、点検・維持管理を行う。<br>③緊急時モニタリングセンターの整備・維持<br>原子力施設関係道府県に、緊急時モニタリングを指揮するための緊急時モニタリングセンター及びその活動に必要な資機材を整備する。   | 051 |
| (10) | 原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業<br>(平成15年度)                         | 3,336<br>(3,063) | 3,403<br>(3,054) | 3,526<br>(3,188) | 3,886<br>(3,370)  | 3,485 | 3 | 緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。   | 052 |
| (11) | 原子力災害対策実効性向上等調査研究事業<br>(平成26年度)                            | 48<br>(18)       | 158<br>(116)     | 120<br>(104)     | 76<br>(42)        | 51    | 1 | 国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。緊急時に講じられる防護措置である屋内退避による防護効果に関する技術的知見をより詳しく整備する。屋内退避時の被ばく経路には、屋外からもたらされる外部被ばくと、屋内に侵入した放射性物質によりもたらされる吸入被ばくがあり、本事業では、この双方における被ばく線量の低減効果に関する技術的知見を整備する。   | 053 |

|            |                                 |                    |                    |                    |                    |        |   |   |               |
|------------|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|---|---|---------------|
| (12)       | 原子力災害等医療実効性確保事業<br>(平成28年度)     | —                  | 495<br>(428)       | 449<br>(426)       | 2,078<br>(399)     | 483    | 1 | 以下の事業を実施し、被ばく医療体制において、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの総合的な機能強化や専門施設設備、資機材等を新たに整備することで、原子力災害時の医療体制の持続可能性を確保するとともに、R1事故等に対応可能な全国的な医療体制整備を行い、原子力災害等対策の更なる実効性の向上、充実化を図る。<br>(1) 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター設備整備事業<br>(2) 原子力災害時医療研修・訓練等事業<br>(3) 原子力災害時医療体制実効性確保等事業<br>(4) 被ばく傷病者対応研修等放射線防護措置研修事業 | 054           |
| (13)       | 航空機モニタリング運用技術の確立等事業<br>(平成28年度) | —                  | 279<br>(266)       | 319<br>(302)       | 318<br>(314)       | 277    | 2 | 航空機モニタリングの運用<br>①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。<br>②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び最適な飛行ルートの検討。  | 055           |
| (14)       | 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金<br>※再掲 | 924<br>(924)       | 800<br>(800)       | 800<br>(800)       | 800<br>(800)       | 800    | 2 | 福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。   | 0163<br>(復興庁) |
| (15)       | 放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費<br>※再掲 | 1,556<br>(1,352)   | 1,241<br>(1,080)   | 1,298<br>(1,046)   | 1,344<br>(1,240)   | 1,327  | 2 | 東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。具体的には、①航空機による空間線量率の広域調査、②放射性物質の分布状況マップの作成等、③閉鎖的領域における放射線モニタリング、④海域における放射性物質の分布状況の調査、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故による環境モニタリング等データベースの構築、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査、⑦環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ充実等を実施する。  | 0164<br>(復興庁) |
| (16)       | 環境放射線測定等に必要な経費<br>※再掲           | 1,111<br>(1,027)   | 1,482<br>(1,200)   | 1,108<br>(909)     | 1,118<br>(948)     | 1,137  | 2 | 東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。  | 0165<br>(復興庁) |
| 施策の予算額・執行額 |                                 | 21,836<br>(18,445) | 21,739<br>(18,655) | 20,821<br>(18,908) | 25,923<br>(19,096) | 18,812 |   |   |               |